

2024年2月22日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋馬喰町一丁目5番4号  
株 式 会 社 シ ー ズ メ ン  
代表取締役社長 植 杉 泰 久

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.csmen.co.jp/>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「シーズメン」又は「コード」に当社証券コード「3083」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年3月8日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月11日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町3-2-10  
鉄鋼会館 8階 811・813会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 第三者割当による新株式発行及び第4回新株予約権発行の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

当社が柔軟かつ機動的な事業活動を展開することができるようにするため、当社の事業内容の拡大および新事業展開に備えるとともに、事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)に目的事項の追加を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(8) (条文省略)	(1)～(8) (現行どおり)
(新 設)	<u>(9) AI(人工知能)を用いた製品及びサービスの企画、設計、開発、販売、運用、保守業務並びに付随するコンサルティング業務</u>
(新 設)	<u>(10) 人工知能技術開発に資する産学連携推進に関連する業務</u>
(新 設)	<u>(11) コンピューターソフトウェアの企画、開発、制作、販売、賃貸及び保守業務並びに付随するコンサルティング業務</u>
(新 設)	<u>(12) 労働者派遣業務</u>
(新 設)	<u>(13) GX(グリーントランスフォーメーション)に関するサービスの提供及びコンサルティング業務</u>
(新 設)	<u>(14) 電力の売買及び排出量取引に関する業務</u>
(新 設)	<u>(15) 古物営業法に基づく古物商及び中古衣類の売買</u>
<u>(9) 前各号に関連又は付帯する一切の業務</u>	<u>(16)</u> (現行どおり)

## 第2号議案 第三者割当による新株式発行及び第4回新株予約権発行の件

### 1. 提案の理由

本議案は、第三者割当による新株式（以下、「本新株式」といいます。）及び第4回新株予約権の発行（以下、「本新株予約権」といい、本新株式と併せて「本第三者割当増資」といいます。）を行うことについて、本第三者割当に伴う希薄化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本第三者割当増資について、株主の皆様の特別決議によるご承認をお願いするものであります。

### 2. 募集の概要

#### <本新株式の募集の概要>

(1) 払込期日	2024年3月15日
(2) 発行新株式数	1,120,000株
(3) 発行価額	1株につき400円
(4) 調達資金の額	448,000,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり、割り当てます。（以下、「割当予定先」といいます。） 株式会社Blue lagoon 952,000株 株式会社秀和建工 168,000株
(6) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力が発生していること、及び本臨時株主総会において本第三者割当増資の議案が特別決議によって承認されることを条件とします。

#### <本新株予約権の募集の概要>

(1) 割当日	2024年3月15日
(2) 新株予約権の総数	44,800個
(3) 発行価額	67,200,000円（新株予約権1個当たり1,500円）
(4) 当該発行による潜在株式数	4,480,000株

<p>(5) 資金調達額</p>	<p>2,307,200,000円  (内訳)  新株予約権発行分 67,200,000円  新株予約権行使分 2,240,000,000円  上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金の総額に、すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額の合計額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。</p>				
<p>(6) 行使価額</p>	<p>500円</p>				
<p>(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法により、以下のとおり、次の者に割り当てます。</p> <table data-bbox="553 568 1416 644"> <tr> <td>株式会社Blue lagoon</td> <td>38,080個</td> </tr> <tr> <td>株式会社秀和建工</td> <td>6,720個</td> </tr> </table>	株式会社Blue lagoon	38,080個	株式会社秀和建工	6,720個
株式会社Blue lagoon	38,080個				
株式会社秀和建工	6,720個				
<p>(8) その他</p>	<p>① 取得条項  当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>② 譲渡制限  当社と割当予定先との間で締結される予定の総数引受契約にて、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する旨の制限を定めるものとします。</p> <p>③ その他  前記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の届出の効力が発生していること、及び本臨時株主総会において本第三者割当増資の議案が特別決議によって承認されることを条件とします。</p>				

(注) 末尾に本新株式及び本新株予約権の発行要項を添付しております。

### 3. 割当予定先の概要

#### 割当予定先①

(1)	名 称	株式会社Blue lagoon
(2)	所 在 地	神奈川県三浦市三崎町諸磯浜ノ原1895番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 布山 高土
(4)	事 業 内 容	不動産業、経営及び不動産投資、運用に関するコンサルタント業
(5)	資 本 金	1 百万円
(6)	設 立 年 月 日	2022年3月
(7)	発 行 済 株 式 数	普通株式20株
(8)	決 算 期	9月30日
(9)	従 業 員 数	0名
(10)	主 要 取 引 先	株式会社日本エスコン、株式会社メトロス開発、株式会社FJネクスト
(11)	主 要 取 引 銀 行	七島信用組合
(12)	大株主及び持株比率	布山 高土 100%
(13)	当 事 会 社 間 の 関 係	
	資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。なお、当該会社の代表取締役である布山氏は当社株式87,500株（持株比率 3.04%）を保有する株主です。また、予定どおりに本第三者割当増資が実施され新株式が割り当てられた場合、当該会社はその他の関係会社に該当する見込です。
	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。

	関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14)	最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円）			
	決算期	2021年9月期	2022年9月期	2023年9月期
	純資産	-千円	△3,196千円	14,148千円
	総資産	-千円	18,451千円	43,326千円
	1株当たり純資産（円）	-円	△159,821円	707,421.1円
	売上高	-千円	4,200千円	70,180千円
	営業利益	-千円	△4,161千円	23,429千円
	経常利益	-千円	△4,161千円	23,459千円
	当期純利益	-千円	△4,196千円	17,344千円
	1株当たり当期純利益（円）	-円	△209,821円	867,242.1円
	1株当たり配当金（円）	-円	-円	-円

(注)当該会社は、2022年3月設立のため、2021年9月期の業績はありません。

#### 割当予定先②

(1)	名 称	株式会社秀和建工
(2)	所 在 地	神奈川県大和市上草柳6-16-20
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 中山 哲夫
(4)	事 業 内 容	床工事、内装工事
(5)	資 本 金	10百万円
(6)	設 立 年 月 日	1990年6月
(7)	発 行 済 株 式 数	普通株式200株
(8)	決 算 期	4月30日
(9)	従 業 員 数	14名
(10)	主 要 取 引 先	フクビ化学工業、カシワバラ・コーポレーション 他
(11)	主 要 取 引 銀 行	りそな銀行、城南信用金庫、きらぼし銀行、日本政策金融公庫
(12)	大株主及び持株比率	中山 哲夫 80% 他1名

(13) 当事会社間の関係	
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への 該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単位：千円)			
決算期	2021年4月期	2022年4月期	2023年4月期
純資産	8,549千円	9,410千円	23,120千円
総資産	122,067千円	122,282千円	137,569千円
1株当たり純資産 (円)	42,748.35円	47,054.29円	115,603.56円
売上高	203,995千円	270,119千円	270,719千円
営業利益	△2,274千円	7,644千円	14,518千円
経常利益	3,215千円	4,946千円	15,888千円
当期純利益	765千円	861千円	13,709千円
1株当たり当期純利益 (円)	3,827.75円	4,305.93円	68,549.27円
1株当たり配当金 (円)	-円	-円	-円

なお、各割当予定先の概要及び当社と割当予定先との関係の欄については、別途時点を明記していない限り、2024年2月9日現在におけるものであります。



#### 4. 募集の目的及び理由

##### (1) 資金調達目的及び理由

当社グループは、衣料品販売を中心とする小売業の展開を行ってまいりましたが、2020年春頃より流行した新型コロナウイルスの影響により、2021年2月期、2022年2月期、2023年2月期は大きく業績を悪化させ、当連結会計年度に至るまで大きな営業赤字を計上しております。

かかる状況において、当社では、長引く売上縮小に耐えうるコスト構造の構築と、手元現金の維持を最重要課題として取り組んできました。具体的には、赤字店舗の閉店や仕入圧縮と在庫の換金に向けたアウトレット販売の強化などが挙げられます。緊急事態宣言の発令により、商業施設が半ば強制的に閉店に追い込まれるなど、厳しい時期が続きましたが、通常の経営方針からいわば「守りの経営」に早期にギアチェンジをすることで、企業体として十分に存続できる状態を維持してまいりました。

また、2023年2月期より、2022年3月に実施した当社を承継会社、株式会社スピックインターナショナルを分割会社とする会社分割（吸収分割）を実施し、規模の拡大を行うことで、間接部門・費用の共通化やアウトレット在庫の販売など、コスト効率の高い経営の実現を進めております。加えて、2022年3月に子会社化したチチカカについては、不採算店舗の撤退とコスト削減を実施して収益改善を図り、今後の新たな成長に向けた取り組みを進めております。

当社グループおよび業界全体の売上高も徐々に新型コロナウイルス流行以前の状態に向けて回復を始めております。新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことにより、経済社会活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調となりました。一方で、円安の進行、不安定な国際情勢を背景とするエネルギー・原材料価格の高騰、国内物価の上昇など、先行きは不透明な状況が続いております。

しかしながら、当社グループの2023年2月期連結会計年度における売上高は63億5百万円（前年同期比51.5%増）、営業損失は2億56百万円（前年同期は1億83百万円の損失）、経常損失は2億50百万円（前年同期は1億49百万円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は3億2百万円（前年同期は1億76百万円の利益）と厳しい結果となり、衣料品小売業界におきましても生活必需品の値上げが続く環境において、消費者の購買行動は生活防衛にシフトしており、経営環境は厳しい状況となっております。

このような状況のもと、2024年2月期第3四半期連結累計期間において当社は、郊外ショッピングセンターやモールでミドルプライス衣料品の販売を主たる事業として展開する第1事業部では、商品面におきましては、主にブランド商品の投入を強化することによって、価格帯の高い商品群の品揃えを拡充いたしました。販売面におきましては、ミリタリージャケット・レザージャケット・スカジャン等の高額商品入荷に合わせて常連のお客様の来店促進に取り組み、客単価の向上を図りました。また、ブランドのファン層に向けて翌月の新作商品をご紹介します、予約を頂くことで来店頻度の増加を図りました。店舗展開におきましては、当第3四半期連結累計期間における出店はなく、退店は2店舗、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は「METHOD」17店舗、「流儀圧搾」9

店舗、「AGIT POINT」1店舗、「G-LAND」1店舗、「FACETASM」1店舗の合計29店舗となりました。都心部ファッションビルや百貨店でハイプライス衣料品の販売を主たる事業として事業を展開する第2事業部では、商品面におきましては、クオリティーの向上に努め一部商品の価格設定の見直しを行いました。商品内容については暖冬を視野に防寒のコート、ブルゾン素材の仕入れを抑制し、気温の影響を受けづらいレザー素材、ニットの強化を図りました。販売面におきましては、ブランド会員向けに強化していた予約商品の販売を進めると共に、定価販売に注力し、客単価の向上及び利益の改善に努めました。店舗展開におきましては、当第3四半期連結累計期間における出店はなく、退店は1店舗、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は「TORNADO MART」12店舗、「TORNADO MART WORLD」4店舗、「HIGH STREET」7店舗、「BLUE TORNADO」1店舗、「TORNADO MART OUTLET」1店舗の合計25店舗となりました。郊外ショッピングセンターやモールでエスニックカジュアル衣料品・雑貨の販売を主たる事業として展開するチチカカでは、商品面におきましては、仕入精度の向上に取り組み、適時適量の商品投入による仕入高の抑制を進めました。また、アウトドアブランドとのコラボレーション企画に取り組みることにより、新たなお客様の開拓を図りました。販売面におきましては、常連のお客様に向けて、人気のアウター・ニットなどについて例年よりも早期に商品展開を行い、DM・会員カード提示による優待セールを実施して、高単価商品の販売強化に努めました。店舗展開におきましては、当第3四半期連結累計期間における出店はなく、退店は9店舗、当第3四半期連結会計期間の店舗数は「チチカカ」34店舗、「アウトレット」1店舗の合計35店舗となりました。

以上の結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間における売上高は42億49百万円（前年同期比9.8%減）、営業損失は32百万円（前年同四半期は141百万円の損失）、営業外費用において貸倒引当金繰入額27百万円等を計上したことにより経常損失は63百万円（前年同四半期は136百万円の損失）、親会社株主に帰属する四半期純損失は78百万円（前年同四半期は178百万円の損失）となりました。当社グループは、前連結会計年度まで継続して営業損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在しております。このような状況のもと、当社においてはオリジナルブランド開発の推進やレディース商品販売の強化を進めております。また、当社100%連結子会社であるチチカカでは、引き続き不採算店舗の閉鎖による経営基盤の強化を行うとともに、シーズメンとの各種機能統合によるシナジーの創出を進め、営業力の強化とコスト効率の向上に取り組み、収益の改善を目指しており、2024年2月期第3四半期連結累計期間においても前連結会計年度から実施しております不採算店舗の撤退や商品仕入れの精度向上、コスト削減策など収益改善策の効果に加えて、新型コロナウイルスの影響の軽減等により、業績の回復を見込んでおりましたが、2024年1月12日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」で開示したとおり、暖冬の影響もあり、冬物商戦における当社グループの売上高は想定を下回る推移となったことから、2024年2月期通期の業績予想を下方修正しております。当社グループの属するカジュアルウェア市場におきましては、消費者のモノ・サービスに対する選別は厳しさを増し、企業は更なる経営努力が要求されております。このような状況において、今後の成長を図るためには、常に新しい

価値を提供し、消費者の選択を得ることが必要不可欠な状況にあると認識しております。

当社が上記の対策を施すためには当社の手元資金が不十分であり、2023年12月末時点における当社グループの手元資金は308百万円ですが、当社で必要となる運転資金は月平均で435百万円（シーズメン300百万円、チチカカ135百万円）であり、円安の進行、不安定な国際情勢を背景とするエネルギー・原材料価格の高騰、国内物価の上昇、衣料品小売業界におきましても生活必需品の値上げが続く経済環境において、消費者の購買行動は生活防衛にシフトしており、経営環境は厳しい見通しであることから、当社グループの収益が想定より下回った場合には資金ショートに陥る可能性があります。また、当社100%連結子会社であるチチカカが金融機関から借り入れている借入金の一部について、取引銀行3行と締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触している状態であり、早期に財務状態の改善が必要な状況ではありますが、当社の手元資金も足りていない状況であることから、当社は資金調達の検討を進めておりました。

当社グループの資金需要としては、定期貸借契約の終了に伴う本社移転費用、基幹システム更新費用、新規事業の開発資金、当社グループの収益向上のためのM&A費用、及び、100%連結子会社であるチチカカの財政状態改善に向けた増資資金を調達する必要があります。今後の金融政策の動向、金利水準の変動等の可能性に鑑み、自己資本の拡充を図って手元資金を拡充していくことが、当社グループの事業継続性を高め、ひいては投資家等の皆様の利益にも資するものと判断し、本第三者割当増資による資金調達を実施することといたしました。

## (2) 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選定した理由

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。

当社の財務基盤を充実させ、チチカカへの投融資資金の確保を目的とする資金使途の性質、資金調達の実現可能性、銀行借入による資金調達は与信枠や借入コストの問題があることに加えて、当社グループの財政状態から新規の借入は困難であるとの理由から、既存株主の皆様の株式の希薄化を懸念しつつも間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。

公募による新株式発行については、現在の当社の業績や株価動向の状況等を考慮すると、引受証券会社を見つけることは困難であり、調達に要する時間が長く、かつコストが第三者割当増資より割高であるため、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

第三者割当による資金調達には、新株式、新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債が考えられます。

転換社債型新株予約権付社債発行による資金調達は、①発行当初に当初想定が調達できる、②即時の希薄化が生じないこと及び利益成長に応じた株価上昇に伴い株式への転換進捗が想定されることから株価への影響が相対的に少ないことが期待できますが、一方で株価動向等によっては、満期までに全額転換が発生せず未転換分の社債残高を償還する可能性があり、必要資金の確保及び財務基盤の強化における不確実性が残ることとなります。

新株式発行では、株式価値の希薄化を一時的に引き起こし、既存株主の皆様様の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先と新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。しかし、割当予定先との交渉において、当社の業績や株価動向を勘案すると必要資金の全額について新株式で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が27億円となることから、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがある新株予約権の割り当てについても新株式発行と併せて検討を進めてまいりました。

新株予約権は、権利行使の状況に応じて即時に希薄化が発生することを避けることはできませんが、新株予約権による資金調達は当該予約権が行使された時点で実質的な資金調達となるため、株価動向次第では資金調達が進まない可能性や実際の調達金額が当初想定していた金額を下回る可能性が懸念されます。そのため、新株式と合わせて新株予約権の割り当てを実施することで、①短期的に株価に大きな影響を及ぼす可能性を軽減できること、②一般的に低資金コストで多額の調達が可能であること、③長期かつ安定的な資金調達が可能であり、かつ自己資本充実が期待できること、④資金使途の支出時期が段階的になること等の観点から、下記「(本新株予約権の特徴)」に記載した本新株予約権の特徴及び留意事項、他の資金調達方法との比較を踏まえ、本新株式の発行と本新株予約権の発行を組み合わせた方法が資金調達手段として最適であると判断し、各割当予定先と協議し新株式及び新株予約権を併用する方法を選択いたしました。

### (3) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様様の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社は割当予定先に、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

#### ①行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、価格修正条項付きのいわゆるMSCB やMS ワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

#### ② 取得条項

本新株予約権には、いつでも一定の手続を経て、当社は本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部または一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔

軟性を確保することができます。なお、本新株予約権に買取請求権（取得条項）を設定することは、当社の資本政策の柔軟性を確保する観点からも、割当予定先の行使を促すという観点からも、当社にとっては有利であります。

### ③ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、当社と割当予定先との間で締結される予定の総数引受契約にて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認を要する旨の制限を定める予定です。

### （他の資金調達方法との比較）

上記「(2) 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権を選定した理由」に記載されている手法以外では、当社は以下の資金調達方法について検討いたしました。

#### ①コミットメント型ライツ・オファリング

当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングは、国内で実施された実績が乏しく、他の資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にあると考えられます。また、引受手数料等のコストが増大することが予想され、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

#### ②ノンコミットメント型ライツ・オファリング

当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結せず新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングは、株式会社東京証券取引所所有価証券上場規程により、最近2年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オファリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オファリングを実施できない状況にあります。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

#### ① 本新株式

本新株式における発行価額は、割当予定先との協議及び交渉を重ねた結果、1株あたり400円といたしました。本発行価額は本新株式に係る取締役会決議日の前日取引日（2024年2月8日）の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値512円から22%ディスカウントとなります。

当社は、本新株式の発行価額の算定に資して公正を期するため、当社から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、

代表取締役：能勢元)に本新株式の価値算定を依頼し、当該算定機関より株式価値算定書を取得いたしました。株式価値算定書は当社が2023年10月12日付「第2四半期業績予測と実績値との差異及び通期業績予想の修正に関するお知らせ」で開示した2024年2月期の業績予想が継続すると前提の上、DCF法によって算定されており、DCF法による評価額409円という算定結果となっております。当該算定結果は、当社が2023年10月に新型コロナウイルスの影響が沈静化したことで2023年11月以降の冬物商戦における売上回復を見込んで予測した業績予測が反映されたものでありますが、その後、当社は2024年1月12日付「通期業績予想の修正に関するお知らせ」で開示したとおり、暖冬の影響もあり、冬物商戦における売上高が当社の予想を大きく下回る結果となったことから、2024年2月期通期業績予測を売上高5,530百万円、営業利益△170百万円、経常利益△210百万円、親会社株主に帰属する当期純利益△230百万円と大幅に下方修正しております。しかしながら、当社としましては、業績予測が大きく下回った要因は、暖冬といった外部要因の影響によるもので一時的な要因であったと捉えており、当社の既存事業としての収益力は依然として2023年10月に予測した業績予測であると考えていることから、当該結果を踏まえ、当社は本新株式の発行価額400円と決定いたしました。

しかしながら、本第三者割当にかかる当該発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠していないことから、有利発行となる可能性があります。

そのため、当社は株主の皆さまの意思を確認するために本臨時株主総会において本第三者割当の発行決議が特別決議によって承認されることを停止条件といたしました。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は適正かつ妥当な価額であるものと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員からも、取締役会において決定された発行価額は、本第三者割当による増資規模(27億円)の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主の皆様と与える影響、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること、並びに、当社の株主総会において特別決議による承認を得ることを条件としているから異論がない旨の意見が述べられております。

## ② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(所在地：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役：能勢元)に依頼しました。

当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（512円）、行使価額（500円）、配当率（0.00%）、満期までの期間（2年間）、無リスク利子率（0.076%）、株価変動性（77.73%）、当社と割当予定先の行動等について、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権の引受契約に定められた諸条件を考慮し、評価を実施しました。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的点はなく、公正価値の算定結果である8,468円（1株あたり84.68円）は妥当であると判断し、この算定結果をもとに本新株予約権1個の払込金額を1,500円（1株当たり15円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前取引日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、500円といたしました。

当該発行価額につきまして、本新株予約権の行使についてその時点での保有議決権割合を踏まえ、各割当予定先は市場における株価や出来高の動向によって行使するか否かを判断すると思われるため、こうした状況次第では、本新株予約権の行使が進まない可能性があります。そのため、行使価額を1株当たり500円と低めに設定することで、相応に行使は進むものと判断いたしました。しかしながら、行使価額が当社株価よりも低くなっていることから本新株予約権の発行価額の公正価値が相対的に高くなります。結果として、発行価額を第三者評価機関の算定価額で発行した場合には、行使価額500円に設定した効果が薄れ、各割当予定先の行使促進の妨げになる恐れがあることから、第三者評価機関による算定結果と比べ著しく少額で発行することにいたしました。

また、本新株予約権の行使を促進したい理由としましては、前述いたしましたとおり、①当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象または状況が存在していること、②2024年2月期第3四半期連結累計期間において暖冬の影響もあり、冬物商戦における当社グループの売上高は想定を下回る推移となったこと、③当社が収益向上に向けた対策を施すためには当社の手元資金が不十分であること、④円安の進行、不安定な国際情勢を背景とするエネルギー・原材料価格の高騰、国内物価の上昇、衣料品小売業界におきましても生活必需品の値上げが続く経済環境において、消費者の購買行動は生活防衛にシフトしており、経営環境は厳しい見通しであり、収益が当社想定を下回った場合には資金ショートする恐れがあります。本第三者割当増資の各割当予定先へ本新株予約権を発行し行使いただくことで、当社グループの収益が想定より下回った場合における資金ショートを回避でき、また、当社100%連結子会社であるチチカカが金融機関から借り入れている借入金の一部について、取引銀行3行と締結しているシンジケートローン契約の財務制限条項に抵触している状態を解消して財務基盤を強化できることや、新たな収益源を獲得できることによって当社グループの収益拡大が期待できることで当社の企業価値を向上させ、既存

株主の利益に寄与できると思われ、株主の皆さまのご理解が得られるものと判断いたしました。

そのため、当社は株主の皆様の意思を確認するために本臨時株主総会において本第三者割当の発行決議が特別決議によって承認されることを停止条件といたしました。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株予約権の発行価額は適正かつ妥当な価額であるものと判断いたしました。

なお、2024年2月9日（金）開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員から第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額より低い1,500円を払込金額として決定しており、有利発行に該当する可能性があるが、当社の株主総会において特別決議による承認を得ることを条件としていることから異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,120,000株及び4,480,000株の合計5,600,000株となり、2024年2月9日現在の発行済株式総数2,882,700株（自己株式100株を除く、議決権数28,752個）に対して、合計194.26%（議決権ベース194.77%）の希薄化率であります。

しかしながら、本株式及び本新株予約権により調達した資金を、前述の使途に充当することによって、当社といたしましては、今回の資金調達は、当社グループが今後、収益を確保し、かつ安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社グループの業績が拡大することによって既存株主の皆様の利益につながるものと考えております。

そのため、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものと判断しておりますが、本第三者割当増資は、既存株主の皆様に対して25%以上となる大規模な希薄化を生じさせる内容であるため、本第三者割当増資の規模を含めた発行条件について、既存株主の皆様特別決議によるご承認をいただくことを実行の条件としております。



## 6. 第三者割当による新株式及び新株予約権の内容

### < 本新株式発行の概要 >

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 1. 募集株式の種類              | 当社普通株式 1,120,000株  |
| 2. 払込金額                 | 1株につき400円  |
| 3. 払込金額の総額              | 金448,000,000円  |
| 4. 増加する資本金及び<br>資本準備金の額 | 資本金 金224,000,000円<br>資本準備金 金224,000,000円   |
| 5. 申込日                  | 2024年3月15日   |
| 6. 払込期日                 | 2024年3月15日   |
| 7. 募集又は割当方法             | 第三者割当による   |
| 8. 割当先及び割当株式数           | 株式会社Blue lagoon 952,000株<br>株式会社秀和建工 168,000株  |
| 9. 払込取扱場所               | りそな銀行 新都心営業部   |
| 10. その他                 | ①上記各項については、金融商品取引法による届出書の効力発生、及び本臨時株主総会における本第三者割当増資に関する議案が特別決議によって承認されることを条件とする。<br>②その他第三者割当による株式の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任。 |

### < 第4回新株予約権発行の概要 >

- |   |   |
|---|---|
| 1. 新株予約権の名称   | 株式会社シーズメン 第4回新株予約権  |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額   | 金67,200,000円  |
| 3. 申込期日   | 2024年3月15日  |
| 4. 割当日及び払込期日  | 2024年3月15日  |
| 5. 募集の方法及び割当先   | 第三者割当の方法により割り当てる。<br>株式会社Blue lagoon 38,080個<br>株式会社秀和建工 6,720個 |
| 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法   |   |
| (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は4,480,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数 |   |

は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 44,800個

8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金1,500円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金500円とする。

#### 10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数}} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}} \right)$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定める

ところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）  
調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
  - ②株式分割により当社普通株式を発行する場合  
調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
  - ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
  - ④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

2024年3月15日（本新株予約権の払込完了以降）から2026年3月13日までとする。但し、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

#### 12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得事由

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権の発行価額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的方法により行うものとする。

#### 14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

#### 15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

#### 16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第17項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第18項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第17項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第18項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

#### 17. 行使請求受付場所

株式会社シーズメン 管理部

#### 18. 払込取扱場所

りそな銀行 新都心営業部

#### 19. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付できるものとする。この場合においては、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限るものとする。

##### ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

##### ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第15項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件

第12項及び第13項に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

20. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出書の効力発生、及び本臨時株主総会における本第三者割当増資に関する議案が特別決議による承認を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

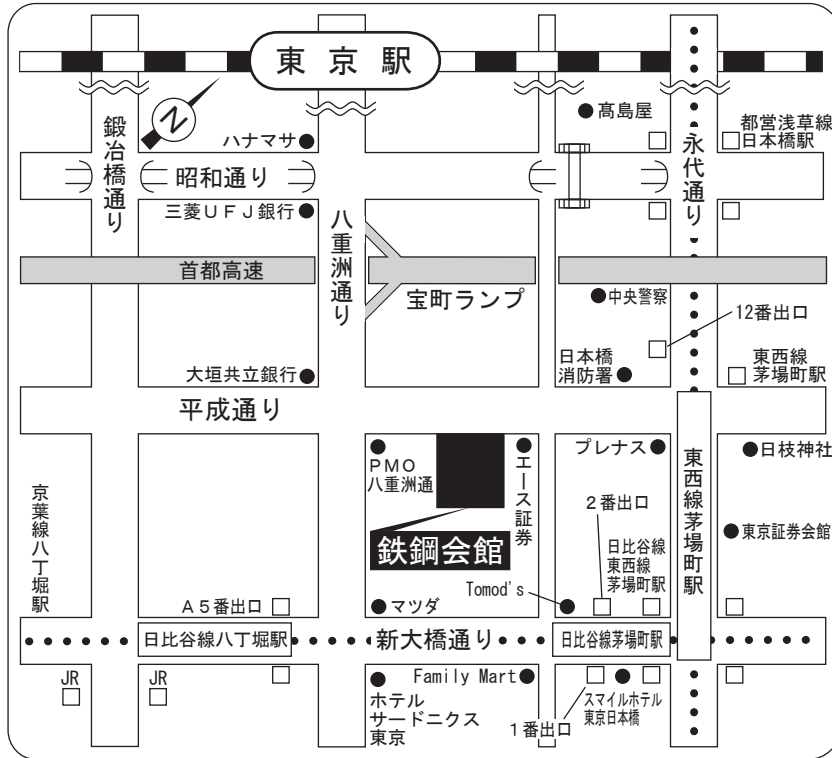
## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町3-2-10

鉄鋼会館 8階 811・813会議室

TEL：0120-404855

### 案内図



- 地下鉄（東京メトロ） 東西線、日比谷線茅場町駅より徒歩 5分  
日比谷線八丁堀駅より徒歩 5分

東西線ご利用の場合は茅場町駅下車、12番出口（日本橋消防署方面）、日比谷線茅場町駅下車の場合は2番出口（八丁堀方面）、日比谷線八丁堀駅下車の場合はA5番出口（八丁堀交差点方面）をご利用ください。